

## 2016 ジャパンカップサイクルロードレース グルメエリアの出店募集について

### 1 目的

2016 ジャパンカップサイクルロードレースにおいて、来場いただいたお客様に対し、「おもてなし」の心により飲食物を提供することで、宇都宮市の魅力を PR するとともに、イベントの盛り上げの一環として飲食店舗の出店募集をするもの

### 2 設置場所

宇都宮市森林公園 (宇都宮市福岡町1074番地1)

### 3 実施日

平成28年10月22日(土)、平成28年10月23日(日)の2日間

※出店時間については後日連絡

### 4 出店資格

有資格者は、下記のいずれかの条件を満たす者とする。

(1)宇都宮市内に店舗または支店がある者。(営業形態が車販のみのものは除く)

(2)2016 ジャパンカップサイクルロードレースの協賛者

(3)市のPRにつながるものなど、特に主催者が出店を認める者

### 5 出店内容及び条件

(1)事前のグルメ会議に必ず出席すること。(9月16日(金)開催)

(2)出店料を主催者に支払うこと。(事前振込)

(3)保健所の食品催事に関する取り扱い品目、規定を遵守し、食品催事届の書類を主催者に提出すること。

(4)商品の販売について、原則として大会協賛者の商品との競合は避けること。

※協賛による販売禁止品目は、「餃子」と「カクテル」とする(8月19日現在)。但し、今後販売禁止品目が追加される場合があることを了承して申し込むこと。

(5)1店舗あたりテント1張とし(2K×1.5K)、販売は其中で行うこと。

(6)電源については、主催者が用意する電源を使用すること。各店舗による発電機の持込は認めない。

(7)駐車場は各店舗1台とする。

(8)調理により発生するゴミの分別については、出店者の責任において行うこと。

(9)悪天候・天災等により売上の減額及び備品の破損・紛失等が生じた場合でも、主催者に対し、損失補償を要求しないこと。

(10)出店・販売等に関し、いかなる問題や不測の事態等が生じた場合でも、主催者に対し一切の責任を要求しないこと。

(11)消防長が指定する対象火気器具等を使用する際、消火器及び調理台に設置する不燃材を準備し、また後日露天等の開設届出を実行委員会へ届け出ること。

- (12) 出店に関し、主催者からの指示があるときは必ず従うこと。
- 6 出店料 30,000円 (消費税込)。但し、電源を使用する場合は35,000円 (消費税込)  
※出店決定者には後日請求書を送付。  
請求書記載の入金期限を過ぎた場合はいかなる理由があっても出店を認めない。

7 出店希望

- (1) 出店希望者は、9月2日(金)午前10時00分までに、下記の連絡先に必要事項を記載のうえメールまたはFAXにて連絡すること。なお、前記の日を過ぎた場合の出店申込は受け付けない。
- (2) 記載事項は【件名】2016 ジャパンカップ グルメエリア出店希望  
【本文】(1)会社名(店舗名) (2)住所 (3)担当者名  
(4)電話番号 (5)出店品目  
※様式は問わない

ジャパンカップサイクルロードレース実行委員会事務局  
メールアドレス [japan-cup@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:japan-cup@city.utsunomiya.tochigi.jp)  
FAX 番号 028-632-2740

8 スケジュール

平成28年 8月19日(金) 宇都宮市ホームページに公募告知掲載  
9月2日(金) 出店参加の申込締め切り(午前10時00分)  
受付・参加資格要件の確認  
9月16日(金) グルメ会議開催 出店者の決定

**※出店希望者(「4 出店資格(1)」のみ)多数の場合は、  
抽選により出店者を決定。**

9 注意事項

- (1) 出店希望者(「4 出店資格(1)」に該当する者)が設置可能なテント数を上回る場合、  
抽選により出店者を決定する。
- (2) 会場内のレイアウトに関しては、主催者に一任すること。
- (3) 備品を破損・紛失等した場合は弁償すること。
- (4) 保健所の指導により、取り扱う食品を制限する場合があること。
- (5) 以下の者は出店を認めない。
- ・ 事前のグルメ会議(9月16日(金)開催)に参加しない者
  - ・ 政治、宗教団体への勧誘や、選挙、布教活動につながる行為及び公序良俗に反する活動を行う者
  - ・ 来場者や他の店舗への迷惑行為及び出店者としてふさわしくない行為を行う者
  - ・ 出店料等代金の未払い及び必要書類等の提出に遅延がある者
  - ・ その他主催者が不適切と判断する者

- (6)出店当日の映像や写真，記事等のメディア（テレビ，新聞，雑誌，インターネット）への掲載権は主催者へ属すること。
- (7)大会当日の商品の搬入については，所定の時間以外は不可。
- (8)以上の注意事項を遵守しない場合，次回以降の出店を認めないことがある。

#### 10 問い合わせ先

ジャパンカップ実行委員会事務局（宇都宮市役所観光交流課内）

メールアドレス [japan-cup@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:japan-cup@city.utsunomiya.tochigi.jp)

TEL : 028-632-2736      FAX : 028-632-2740